

一般社団法人 島根県理学療法士会 広報に関する規程

(趣旨)

この規定は一般社団法人島根県理学療法士会(以下;当士会)のホームページ掲載、またはメールマガジンや Social Network Service等を利用した当士会会員への広報に関して必要な事項を定めるものとする

(目的)

- 1) 島根県民を始めとした国民に対し、理学療法(士)の活動を啓発すること
- 2) 当士会会員の臨床活動、職能活動、研究活動に資する情報を発信すること

(掲載の基準)

- 1) 掲載の対象
当士会に掲載依頼のあった以下のものとする
 - ・研修会、セミナー、イベントの案内
 - ・市民対象の公開講座等の案内
 - ・理学療法の啓発活動に関する報告および紹介
- 2) 掲載の条件
 - ・当士会および会員にとって有益な情報であり、公益性が高いこと
 - ・個人の誹謗中傷あるいはこれに準ずるものは不可とすること
 - ・研修会、セミナー、イベント等に関しては、下記の条件を満たすこと
 1. 主催者が当士会、公益社団法人日本理学療法士協会、他都道府県理学療法士会、当士会が協賛・後援等で支援している団体であること
 2. 受講費等の受益者負担が妥当であること
 - ・アで示した以外の団体が主催する研修会、セミナー、イベント等の場合は、下記の条件を満たすこと
 3. 日程が当士会主催の研修会等の日程と重なっていないこと
 4. 営利目的ではないこと
 5. 当士会会員が参加できること
 6. 当士会会員または当士会所属施設からの依頼であること
 7. 島根県および近県で開催されるものであること
 8. 研修会、セミナー等の参加には、主催する学会や研究会等への入会を条件としないこと
- 3) 掲載の申込み
 - ・事務局に書面にて申請すること
 - ・申請の際、下記の必要事項を明記すること
研修会・セミナー・イベント等の名称、主催者名(団体名)、内容、講師氏名、参加対象、日時、会場、費用、定員、申込方法(郵便番号、住所、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス)、その他
 - ・期限に関して、研修会、セミナー、イベント開催日の2ヶ月前とする
- 4) 掲載料 無料
- 5) 提出先
一般社団法人 島根県理学療法士会 事務局
〒699-1221 島根県雲南市大東町飯田96-1
雲南市立病院リハビリテーション科内
TEL:0854-47-7500
FAX:0854-47-7501
E-mail:pta.shimane@gmail.com

この規程は、2020年9月4日より施行する